

総務省 プラットフォームサービスに関する研究会(第40回)

# EUデジタルサービス法と 日本の制度のあり方

2022年12月16日

生貝直人 博士 (社会情報学)

一橋大学大学院法学研究科教授

# はじめに

EUデジタルサービス法（2024年2月適用開始予定）について、特に以下3つの観点から主要規定を概観し、今後の日本における検討の方向性についての私見を述べる。

- ① コンテンツモデレーション：透明性と救済
- ② 違法コンテンツへの対応：プロセスの明確化
- ③ VLOP/VLOSE：システムックリスクへの着目とモニタリング

3条(t)：「コンテンツモデレーション」とは、自動的か否かに関わらず、仲介サービス提供者が行う、特にサービス受領者が提供する違法コンテンツまたはその利用規約に適合しない情報の検出、識別、対処を目的とした活動をいい、降格、収益不能化、アクセス不能化、削除など、違法コンテンツ又はその利用規約違反情報の利用可能性、可視性、アクセス性に影響を与える措置、サービス受領者のアカウントの終了又は停止など、サービス受領者の情報提供能力に影響を与える措置を含む。

# デジタルサービス法の対象事業者区分と主な規律

**仲介サービス (IS)** : 導管、キャッシング、ホスティングの3種類  
免責ルール (2章)、連絡先・代理人・利用規約規制等 (3章1節)

**ホスティングサービス (HS)** : 利用者提供情報ホスティング全般  
違法コンテンツ通知と措置、理由の説明、透明性レポート等 (3章2節)

**オンラインプラットフォーム (OP)** : 利用者提供情報の公衆配布  
零細・中小義務除外、内部苦情処理、信頼できる騎手、反復侵害者対応、広告規制・透明性、  
レコメンデーション透明性、未成年者保護 (3章3節)

**超大規模OP (VLOP)** : EU域内利用者4,500万人以上のOP  
システミックリスクの評価と軽減、危機対応メカニズム、独立監査、当局・  
研究者へのデータ提供、コンプライアンス体制整備等 (3章5節)  
欧州委員会による監督・調査・執行・モニタリング (4章4節)

**取引OP** : 消費者と事業者の間の契約締結を可能とするOP  
事業者トレーサビリティ等 (3章4節)

**超巨大オンライン検索エンジン (VLOSE)** : EU域内利用者4,500万人以上の検索エンジン  
VLOPに課される3章5節の義務とほぼ同様

# ①コンテンツモデレーション：透明性と救済

- 利用規約へのコンテンツモデレーションポリシー明記（IS、14条）
  - 利用者提供情報に関する制限の情報（アルゴリズムによる意思決定と人間によるレビューを含むコンテンツモデレーションのあらゆる方針・手順・手段・ツール、内部苦情処理システム手続に関する情報を含む）
  - 制限の実施における表現の自由やメディアの自由・多元性、その他基本権等の利益への配慮義務
  - VLOP/VLOSEは全サービス提供全加盟国の言語で当該情報を提供
- 透明性レポート（IS~VLOP段階、15条他）
  - 当局命令・対応、違法・規約違反別の通知・対応件数と対応時間、コンテンツモデレーション担当者訓練内容、自動処理のエラー率指標とセーフガード措置等（※VLOPは加盟国の公用語ごとに整理）
- 理由の説明（IS、17条）
  - コンテンツ削除・降格やアカウント停止等を受けた利用者への明確かつ具体的な理由説明
- 広告の透明性とターゲティングのパラメータ等の明示（OP~VLOP段階、26条他）
- レコメンダーシステムのパラメータ明示とユーザーによる修正可能性（OP~VLOP、27条他）

→日本においても、特に①利用規約へのコンテンツモデレーションのポリシー明記、②透明性レポートの公表とその内容、③コンテンツ削除やアカウント停止等を受けた利用者に対する理由の説明について、一定の枠組みを設ける余地があるのではないか。

# ①コンテンツモデレーション：透明性と救済

- 内部苦情処理システムの整備（OP、20条）
  - 削除やアカウント停止等の判断が誤っていた場合の回復等
- 裁判外紛争処理の利用（OP、21条）
  - 紛争処理機関に対する当局の認定等

→日本においても、コンテンツモデレーションにおける取り扱いへの不服がある場合の、公正な内部苦情処理システムについての枠組を整備することが考えられないか。また、裁判外紛争処理機関の関与のあり方も検討の余地があるのではないか。

## ②違法コンテンツへの対応：プロセスの明確化

- 責任制限は電子商取引指令を踏襲（IS、4～5条）
- 一般的監視義務及び積極的な事実調査義務の不在（IS、8条）
- 通知と行動メカニズムの整備と現実の知識・認識の推定（HS、16条）
- 認定トラステッドフラッガー通知の優先対応（OP、22条）
- 不正措置に対する措置及び保護（OP、23条）
  - 反復侵害者に対するサービス停止等の措置

→プロバイダの一般的監視義務を設けることは日本でも避けるべきではないか。

→日本においても、トラステッドフラッガーの仕組みを参考に、中立・公正な第三者による関与の枠組を検討する余地があるのではないか。

→反復侵害者への対応のあり方についても検討を行う余地があるのではないか。

## ③VLOP/VLOSE：システミックリスクへの着目とモニタリング

- リスクの特定・分析・評価（34条）
  - 違法コンテンツ流布、基本権（特に人間の尊厳、プライバシー、個人データ保護、表現・情報の自由、非差別、児童の権利、消費者保護）、市民言説と選挙、ジェンダー暴力・公衆衛生・青少年保護等への影響
- リスクの合理的・比例的・効果的緩和（35条）
- 危機対応メカニズム（36条）
- 独立監査（37条）
- 当局・適格研究者へのデータ提供（40条）
- 欧州委による調査・情報提供要請・モニタリング・制裁（64条～83条）

→日本においても、個別の権利侵害やモデレーションの論点に加え、システミックリスクへの対応を視野に入れた、特に影響力の大きい事業者に対する継続的なモニタリングと、それを通じた事業者の主体的なリスク特定・分析・評価と緩和を促進する枠組を検討する必要があるのではないか。

# その他の規定

- ダークパターンの禁止（OP、25条）
  - 「サービス受領者を欺いたり操作したりするような方法で、又はその他の方法でサービス受領者が自由かつ情報に基づく決定を行う能力を実質的に歪めたり損なったりする方法で、オンライン・インターフェースを設計、組織、運用しないこと」
- GDPR特別カテゴリー個人データのプロファイリング広告利用禁止（OP、26条3項）
- 未成年利用者保護と未成年個人データのプロファイリング広告利用禁止（OP、28条2項）
- 標準・行動規範・危機管理プロトコル（44条～48条）

→日本においても、プラットフォームにおけるダークパターンの利用と、要配慮個人情報や未成年データの利用について、何らかの対応を行うことが考えられないか。

→事業者の対応の指針となる、官民の対話に基づく行動規範等の策定を進めるべきではないか。